

公募型堆積土砂採取制度実施要綱

令和2年12月18日
宮城県土木部河川課

(目的)

第1条 この要綱は、河川管理者及びダム管理者が河川掘削を行う際に発生する土砂で、公共工事に活用する予定がないものについて、土砂採取申込者の公募及び採取許認可を行うことに関し必要な事項を定めることにより、もって資源の有効活用と工事に要する経費の縮減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「河川工事」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第8条に規定する工事をいう。

2 この要綱において、「ダム管理者」とは、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第23条に規定するダムを設置する者をいう。

3 この要綱において、「土砂」とは、河川法第25条に規定する土石をいう。

4 この要綱において、「採取許認可」とは、河川法第25条の規定による土石の採取許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可をいう。

5 この要綱において、「所長等」とは、各土木事務所長及び各ダム総合事務所長をいう。

6 この要綱において、「土木事務所等」とは、各土木事務所及び各ダム総合事務所をいう。

(公募対象土砂)

第3条 公募の対象となる土砂は、次の各号に掲げる行為により発生した土砂のうち、砂利が相当程度含まれた建設資材として利用可能なもので、かつ、公共工事に活用する予定がないものとする（砂利の中に粒径が300ミリを超える岩石が少量含まれている場合を含む。）。

(1) 河川管理者が行う河川工事

(2) ダム管理者が行う河川工事

(土砂採取申込者の公募)

第4条 所長等は、公募対象土砂がある場合は、当該土砂のふるい分け試験を行った後、次の各号に掲げる事項を明示した募集要項の公告（ホームページへの掲載、土木事務所等の掲示板への掲示）及び業界団体（宮城県砂利工業組合等）への通知により土砂採取申込者を公募する。

(1) 公募箇所の概要、対象土砂の種別等

(2) 土砂採取申込書の提出先、提出期限等

(3) その他河川管理者及びダム管理者が必要と認める事項

2 所長等は、前項の公募を行った場合には、堆積土砂採取公募報告書（様式第1号）を河川課長に提出する。

(土砂採取申込者の資格等)

第5条 土砂採取申込者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又はすでに申請中で公募期間内に登録を受ける見込みがあること。

- (2) 宮城県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (5) 土砂採取申込書の提出期限前2年以内に、河川法及び砂利採取法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (6) 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設省河発第83号）第7に該当しないこと。
- (7) 次に掲げる法人等でないこと。

イ 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等

ロ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等

2 土砂採取申込者が、次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 土砂採取申込書等の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) 土砂採取申込等に関して不正な行為があったとき。

3 土砂採取予定者が採取許認可を受けた後に、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該許認可を取り消すことがある。

（土砂採取申込手続）

第6条 土砂採取申込者は、土砂採取の申し込みに当たっては、土砂採取申込書（様式第2号）及び採取計画書（様式第3号）を公募箇所毎に作成し、掘削場所を管轄する所長等に提出する。

（選定基準等）

第7条 土砂採取予定者の選定は、掘削場所を管轄する土木事務所等内に設置される選定委員会が行う。この場合、選定委員会の会議は非公開とする。

2 選定に当たっての方針は次のとおりとする。

- (1) 原則として、骨材等製造プラントを確保（自己所有、委託等）している者の中から選定する。
- (2) 次に掲げる評価項目について、項目ごとに採点を行い、総合点の高い者から選定する。

	評価項目	配点
①	運搬経路（国・県道までの経路、プラントまでの経路）の状況	20
②	不用残土の搬出の可否	20
③	ストックヤードの状況	20
④	採取する土砂の数量	10
⑤	確保できるダンプの台数	20
⑥	供給先（県内需要への供給等）	10
	合計	100

- 3 選定委員会は、土砂採取申込の内容の審査に当たって不明な点が生じた場合は、必要に応じて申込者へのヒアリングを実施する。
- 4 土砂の量や土砂採取申込者の能力等から勘案し、河川工事を速やかに施行する上で必要がある場合には、複数者を選定できる。
- 5 選定後、採取許認可を行うまでの間に、土砂採取予定者に事故のあるときは、選定されなかった土砂採取申込者の中から新たに選定することがある。

(審査結果の通知)

第8条 所長等は、審査の結果、土砂採取予定者に様式第4号により、これ以外の者には様式第5号により通知する。

(採取許認可の申請手続)

第9条 所長等は、土砂採取予定者に対して、速やかに河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定による認可の申請手続を行わせる。

- 2 各土木事務所長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査の上、採取許認可を行う。

(砂利採取計画認可手数料)

第10条 各土木事務所長は、前条の許認可に際しては、手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）に基づく手数料を徴収する。

(河川産出物採取料)

第11条 河川管理者は、公募による土砂等の採取については、流水占用料等条例（平成12年宮城県条例第78号）第6条第2項第4項の規定により、河川産出物採取料を免除できるものとする。

(採取許認可に当たって付される主要な条件)

第12条 各土木事務所長は、採取許認可に当たって次の各号に掲げる条件を付与することができる。

- (1) 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通産・建設省令第1号）第9条に規定する業務状況報告書を、毎月、採取を行った月の翌月10日までに、各土木事務所長に提出すること。
- (2) 採取した砂利等の洗浄に当たっては、汚濁水処理のため沈殿施設を設置して、適宜に沈殿処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に適切な水質の水を排出すること。
- (3) 洗浄した砂利等は水切りをした後に運搬すること。
- (4) その他各土木事務所長が必要と認めること。

(留意事項)

第13条 この要綱の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 所長等は、対象土砂の土質等を把握するため、掘削場所ごとに試料を採取した後、試験機関等にふるい分け試験を依頼する。
- (2) 土砂の種別毎の採取可能量については、掘削面積、掘削深度等から全体採取量を積算した後、前号の試験結果を基に換算する。
- (3) 掘削場所の試掘を希望する者は、掘削場所を管轄する土木事務所等の立会いの下、自らの費用で行うことができる。
- (4) 河川掘削、水切り等は河川管理者又はダム管理者が行うため、採取許認可を受けた者による「採取に伴う災害の発生するおそれ」は少ないと考えられるが、このような形態の採取であっても砂利採取法の適用を受けるものであること（砂利採取法第42条）。したがって、採取計画認

可申請書及び添付書類（審査の必要な事項に関するもののみ）の提出，業務主任者による採取現場における監督（主に運搬方法のチェック，採取量の確認等）等が必要となること。

- (5) 採取許認可を受けた者が，採取した土砂を別の者に洗浄させる場合には，当該者においても，砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する採取計画の認可が必要となること。
- (6) 土砂採取申込書及び採取許認可に係る申請書類（添付書類含む。）の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (7) 提出された土砂採取申込書は返却しない。
- (8) 河川掘削者と土砂採取者が異なるため，実採取量の把握については河川管理者又はダム管理者と，採取許認可を受けた者との間で行き違いの無いように適切に対処すること。
- (9) 掘削した土砂の積込方法については，河川管理者又はダム管理者と，採取許認可を受けた者とが協議を行って決めること。

附 則

この要綱は令和2年6月24日から施行する。

この要綱は令和2年12月18日から施行する。